

## 料金表（新木野・布佐エリア）新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

| 旧   | 新   |
|---|---|
| 料金表<br>都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)<br>2022年5月1日実施<br>株式会社サイサン  | 料金表<br>都市ガスハッピープラン( <u>新木野・布佐エリア</u> )<br><u>2024年4月1日</u> 実施<br>株式会社サイサン   |
| 1対象となるお客さま<br>この料金表は、別表第5の地域にお住まいのお客さまに適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。   | 1対象となるお客さま<br>この料金表は、 <u>別表5</u> の地域にお住まいのお客さまに適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。   |
| 4.料金<br>(1)当社は別表第2の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。<br>(2)ガス小売供給約款18(日割計算)(1)による日割計算が生じた場合は、別表第3を適用いたします。   | 4 料金<br>(1)当社は <u>別表2</u> の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。<br>(2)ガス小売供給約款 <u>19</u> (日割計算)(1)による日割計算が生じた場合は、 <u>別表3</u> を適用いたします。  |
| 5 単位料金の調整<br>(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。<br>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき<br>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき | 5 単位料金の調整<br>(1)当社は、毎月、(2)ロにより算定した平均原料価格が(2)イに定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により <u>別表2</u> の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、 <u>別表1(4)</u> のとおりといたします。<br><u>イ</u> 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき<br><u>ロ</u> 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき |

|  |   |          |                           |          |                           |
|--|---|----------|---------------------------|----------|---------------------------|
| <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>①基準平均原料価格(トンあたり)44,810円</p> <p>②平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>③原料価格変動額<br/>(算式)</p> <p>イ.平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき<br/>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ.平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき<br/>原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> | <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>イ基準平均原料価格(トンあたり)44,810円</p> <p>ロ平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表第1(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>ハ原料価格変動額<br/>(算式)</p> <p>(イ)平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき<br/>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>(ロ)平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき<br/>原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p>   |          |                           |          |                           |
| <p>6.供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>別表第4に準じるものといたします。</p>   | <p>6 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>別表4に準じるものといたします。</p>   |          |                           |          |                           |
| <p>7.その他</p> <p>その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。</p>  | <p>7 手数料等</p> <p>(1)調査票発行手数料</p> <p>イガス小売供給約款21(料金その他の支払方法)(2)イの場合</p> <table border="1" data-bbox="1131 1145 2072 1241"> <tr> <td data-bbox="1131 1145 1608 1241">請求書1部につき</td> <td data-bbox="1608 1145 2072 1241">110.00円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>ロガス小売供給約款21(料金その他の支払方法)(1)ハ(イ)の場合</p> <table border="1" data-bbox="1131 1289 2072 1385"> <tr> <td data-bbox="1131 1289 1608 1385">払込票1部につき</td> <td data-bbox="1608 1289 2072 1385">330.00円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> | 請求書1部につき | 110.00円<br>(消費税等相当額を含みます) | 払込票1部につき | 330.00円<br>(消費税等相当額を含みます) |
| 請求書1部につき   | 110.00円<br>(消費税等相当額を含みます)   |          |                           |          |                           |
| 払込票1部につき   | 330.00円<br>(消費税等相当額を含みます)   |          |                           |          |                           |

|  |   |
|--|---|
| <p>(新規追加)</p>  | <p>8その他<br/>その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。</p>   |
| <p>付則<br/>1.実施の期日<br/>この料金表は2022年5月1日から実施いたします。<br/>2.この料金表の実施に伴う切り替え措置<br/>2022年10月31日以前から供給契約が継続し、2022年11月1日から2022年11月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における平均原料価格については、5(単位料金の調整)(2)②にかかわらず、次のとおりといたします。<br/>平均原料価格(トンあたり)<br/>別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が114,420円以上となった場合は、114,420円といたします。</p> | <p>付則<br/>1 実施の期日<br/>この料金表は <u>2024年4月1日</u> から実施いたします。<br/>(削除)</p>   |
| <p>(別表第1)<br/>料金および消費税等相当額の算定方法<br/>(4)調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。<br/>①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。<br/>②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>  | <p><u>別表</u><br/><u>1</u> 料金および消費税等相当額の算定方法<br/>(4)調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。<br/><u>イ</u> 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。<br/><u>ロ</u> 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> |



|  |   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
|--|---|---------------------------|------------|---------------------------|-------------------|-----------------------------|------------|---------------------------|--|-------------------|---------------------------|------------|---------------------------|-------------------|-----------------------------|------------|---------------------------|
| <p>にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>  | <p>にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>ㄗ料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| <p>(別表第2)</p> <p>(2)料金表</p> <p>①料金表A</p> <p>a.基本料金</p> <table border="1" data-bbox="159 624 1064 727"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>719.08円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>b.基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="159 775 1064 879"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>141.20円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>c.調整単位料金</p> <p>bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>②料金表B</p> <p>a.基本料金</p> <table border="1" data-bbox="159 1110 1064 1214"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,006.30円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>b.基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="159 1262 1064 1366"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>119.22円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> | 1か月およびガスメーター1個につき   | 719.08円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1立方メートルにつき | 141.20円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1か月およびガスメーター1個につき | 1,006.30円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1立方メートルにつき | 119.22円<br>(消費税等相当額を含みます) | <p>(削除)</p> <p>(2)料金表</p> <p>イ料金表A</p> <p>(i)基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1140 624 2045 727"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>719.08円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>(ロ)基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1140 775 2045 879"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>141.20円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>(ハ)調整単位料金</p> <p>イ(ロ)の基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>ロ料金表B</p> <p>(i)基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1140 1110 2045 1214"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,006.30円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>(ロ)基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1140 1262 2045 1366"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>119.22円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> | 1か月およびガスメーター1個につき | 719.08円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1立方メートルにつき | 141.20円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1か月およびガスメーター1個につき | 1,006.30円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1立方メートルにつき | 119.22円<br>(消費税等相当額を含みます) |
| 1か月およびガスメーター1個につき  | 719.08円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| 1立方メートルにつき   | 141.20円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| 1か月およびガスメーター1個につき  | 1,006.30円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| 1立方メートルにつき   | 119.22円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| 1か月およびガスメーター1個につき  | 719.08円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| 1立方メートルにつき   | 141.20円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| 1か月およびガスメーター1個につき  | 1,006.30円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |
| 1立方メートルにつき   | 119.22円<br>(消費税等相当額を含みます)   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |  |                   |                           |            |                           |                   |                             |            |                           |

|   |  |                             |            |                           |   |                   |                             |            |                           |
|---|--|-----------------------------|------------|---------------------------|---|-------------------|-----------------------------|------------|---------------------------|
| <p>c.調整単位料金</p> <p>bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>③料金表C</p> <p>a.基本料金</p> <table border="1" data-bbox="152 427 1064 531"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>2,062.61円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>b.基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="152 579 1064 683"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>102.05円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>c.調整単位料金</p> <p>bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> | 1か月およびガスメーター1個につき  | 2,062.61円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1立方メートルにつき | 102.05円<br>(消費税等相当額を含みます) | <p>(ハ)調整単位料金</p> <p>ロ(ロ)の基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>ハ料金表C</p> <p>(イ)基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 427 2042 531"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>2,062.61円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>(ロ)基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 579 2042 683"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>102.05円<br/>(消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>(ハ)調整単位料金</p> <p>ハ(ロ)の基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> | 1か月およびガスメーター1個につき | 2,062.61円<br>(消費税等相当額を含みます) | 1立方メートルにつき | 102.05円<br>(消費税等相当額を含みます) |
| 1か月およびガスメーター1個につき   | 2,062.61円<br>(消費税等相当額を含みます)  |                             |            |                           |   |                   |                             |            |                           |
| 1立方メートルにつき  | 102.05円<br>(消費税等相当額を含みます)  |                             |            |                           |   |                   |                             |            |                           |
| 1か月およびガスメーター1個につき   | 2,062.61円<br>(消費税等相当額を含みます)  |                             |            |                           |   |                   |                             |            |                           |
| 1立方メートルにつき  | 102.05円<br>(消費税等相当額を含みます)  |                             |            |                           |   |                   |                             |            |                           |
| <p>(別表第3)</p> <p>料金の日割計算</p> <p>料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、いずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>(1)日割計算後基本料金</p> <p>① 基本料金は、この料金表における基本料金</p> <p>② 日割計算日数は、料金算定期間の日数</p> <p>③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て</p> <p>(2)従量料金</p>   | <p>(削除)</p> <p>3料金の日割計算</p> <p>(1)料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、いずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>イ日割計算後基本料金</p> <p>(イ)基本料金は、この料金表における基本料金</p> <p>(ロ)日割計算日数は、料金算定期間の日数</p> <p>(ハ)計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て</p> <p>ロ従量料金</p> |                             |            |                           |   |                   |                             |            |                           |
| <p>(別表第4)</p>   | <p>(削除)</p>  |                             |            |                           |   |                   |                             |            |                           |

|  |   |         |  |                  |              |            |           |
|--|---|---------|--|------------------|--------------|------------|-----------|
| <p>供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p>供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aのガス器具が適合いたします。</p> <p>熱量 標準熱量…45 メガジュール<br/>最低熱量…44 メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力…2.5 キロパスカル<br/>最低圧力…1.0 キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度…47<br/>最低燃焼速度…35</p> <p>最高ウォッベ指数…57.8<br/>最低ウォッベ指数…52.7</p> <p>ガスグループ 13A</p> <p>燃焼性の類別(旧呼称)13A</p> | <p><u>4</u> 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性</p> <p><u>(1)</u>供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aのガス器具が適合いたします。</p> <p><u>イ</u>熱量<br/><u>(イ)</u>標準熱量：45 メガジュール<br/><u>(ロ)</u>最低熱量：44 メガジュール</p> <p><u>ロ</u>圧力<br/><u>(イ)</u>最高圧力：2.5 キロパスカル<br/><u>(ロ)</u>最低圧力：1.0 キロパスカル</p> <p><u>ハ</u>燃焼性<br/><u>(イ)</u>最高燃焼速度：47<br/><u>(ロ)</u>最低燃焼速度…35<br/><u>(ハ)</u>最高ウォッベ指数…57.8<br/><u>(ニ)</u>最低ウォッベ指数…52.7</p> <p><u>ニ</u>ガスグループ 13A<br/><u>ホ</u>燃焼性の類別(旧呼称)13A</p> |         |  |                  |              |            |           |
| <p>(別表第5)</p> <p>都市ガスハッピープラン供給地域</p> <table border="1" data-bbox="159 1091 1066 1209"> <tr> <td data-bbox="159 1091 611 1209">日本瓦斯</td> <td data-bbox="611 1091 1066 1209">蓮田・白岡地区</td> </tr> </table>   | 日本瓦斯  | 蓮田・白岡地区 | <p>(削除)</p> <p><u>5</u> 都市ガスハッピープラン供給地域</p> <table border="1" data-bbox="1133 1091 2040 1257"> <tr> <td data-bbox="1133 1091 1585 1139"><u>一般ガス導管事業者</u></td> <td data-bbox="1585 1091 2040 1139"><u>供給区域等</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1139 1585 1257">株式会社エナジー宇宙</td> <td data-bbox="1585 1139 2040 1257">新木野・布佐エリア</td> </tr> </table> | <u>一般ガス導管事業者</u> | <u>供給区域等</u> | 株式会社エナジー宇宙 | 新木野・布佐エリア |
| 日本瓦斯   | 蓮田・白岡地区   |         |  |                  |              |            |           |
| <u>一般ガス導管事業者</u>   | <u>供給区域等</u>  |         |  |                  |              |            |           |
| 株式会社エナジー宇宙   | 新木野・布佐エリア   |         |  |                  |              |            |           |
| <p>2022年6月1日</p> <p>都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)お申込みのお客さまへ</p>   | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>   |         |  |                  |              |            |           |

|  |   |
|--|---|
| <p>ダブルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明</p> <p>1.割引プランの説明</p> <p>株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」と「ウォーターワン(宅配水)」または株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月220円(税込)を割引いたします。</p> <p>2.適用条件</p> <p>本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」に申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象になります。</p> <p>4.適用とならない場合</p> <p>イ、「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」を解約したとき。</p> <p>ハ、「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」および「ウォーターワン」または「エネワンでんき」の請求がまとめ請求でなくなったとき。</p> <p>5.その他</p> <p>ロ、「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」を解約した場合でも、「ウォーターワン」、「エネワンでんき」は継続してご利用いただけます。この場合、割引の適用は解除されます。</p> | <p>ダブルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明</p> <p>1 割引プランの説明</p> <p>株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」と「ウォーターワン(宅配水)」または株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月220円(税込)を割引いたします。</p> <p>2 適用条件</p> <p>本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」に申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象になります。</p> <p>4 適用とならない場合</p> <p>イ「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」を解約したとき。</p> <p>ハ「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」および「ウォーターワン」または「エネワンでんき」の請求がまとめ請求でなくなったとき。</p> <p>5 その他</p> <p>ロ「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」を解約した場合でも、「ウォーターワン」、「エネワンでんき」は継続してご利用いただけます。この場合、割引の適用は解除されます。</p> |
| <p>2022年6月1日</p> <p>都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)お申込みのお客さまへ</p> <p>トリプルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明</p> <p>1.割引プランの説明</p> <p>株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」と「ウォーターワン(宅配水)」および、株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月275円(税込)を割引いたします。</p>   | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>トリプルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明</p> <p>1 割引プランの説明</p> <p>株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」と「ウォーターワン(宅配水)」および、株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月275円(税込)を割引いたします。</p>   |



|  |  |
|--|--|
| <p>2.適用条件<br/>本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」にお申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象となります。</p> <p>4.適用とならない場合<br/>イ、「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」を解約したとき。<br/>ハ、「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」および「ウォーターワン」および「エネワンでんき」の請求がまとめ請求でなくなった場合。いずれか2つの商品の請求がまとめ請求の場合は対応するセット割引が適用されます。</p> <p>5. その他<br/>ロ、「都市ガスハッピープラン(日本瓦斯我孫子地区)」を解約した場合でも、「ウォーターワン」および「エネワンでんき」は継続してご利用いただけます。継続してまとめ請求の場合は当社の「ウォーターワン」と株式会社エネワンでんきの「エネワンでんき」のセット割引165円(税込)/月が適用されます。</p> | <p>2 適用条件<br/>本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」にお申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象となります。</p> <p>4 適用とならない場合<br/>イ「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」を解約したとき。<br/>ハ「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」および「ウォーターワン」および「エネワンでんき」の請求がまとめ請求でなくなった場合。いずれか2つの商品の請求がまとめ請求の場合は対応するセット割引が適用されます。</p> <p>5 その他<br/>ロ「都市ガスハッピープラン(新木野・布佐エリア)」を解約した場合でも、「ウォーターワン」および「エネワンでんき」は継続してご利用いただけます。継続してまとめ請求の場合は当社の「ウォーターワン」と株式会社エネワンでんきの「エネワンでんき」のセット割引165円(税込)/月が適用されます。</p> |
|--|--|